

15年度決算 審査報告

平成15年度決算審査特別委員に付託された「決算書」は、旧10か市町村の11か月の決算と、合併後の3月1日から31日までの佐渡市の決算で、25会計におよぶものでした。審査では、公営企業会計と監査意見書の誤りを指摘。100項目におよぶ訂正を確認して審査を終了しました。

審査方針と指摘したこと

1 合併後の会計処理で改善すべき点

公営企業会計に精通していない者が、電算頼りで会計処理をしている。その結果、佐和田町水道会計を除く、病院水道企業会計に誤りが生じた。担当職員の再教育と電算システムの統一化は急務である。

2 一般会計・特別会計について

(1) 交際費の不適切な処理について

予算の全額を資金前払いで現金化し、通帳へ保管して必要に応じて経理をしたが、2月末には、残高の精算をしていないケースがある。

もう一つのケースは、交際費180万円を、26万3258円残しているが、年度途中で予備費から80万円を増額支出している。勿論、議会の議決は経ていない。更に、備考欄には「充用」を「充当」と誤って記載している。

行政執行の最高責任者の交際費の執行だけに、極めて不適切である。

(2) 地元高校同窓会への補助金について

平成6年12月21日に、同窓会から指定土地購入の寄付が1700万円あり、土地を購入したが、その土地の一部を平成8年3月25日に同窓会と協議して、某銀行に売却した。それから、更に7年が経過した平成15年に、同窓会に1000万円が補助金として交付されたものである。

この公金支出については合理性はなく、「某銀行へ売却の類似の土地が取得できず」は、合併時の公金支出の理由付けでしかなく、不適切なものと指摘せざるを得ない。

(3) 社会福祉協議会への補助金相殺について

旧市町村の3款1項2目26節に不当な寄付金1320万円がある。これは社会福祉協議会への補助金を社会福祉協議会の預金で相殺した形になっている。これは、過去に数名の方から高額な寄付金があ

り、社会福祉協議会に預金されていたものを今回相殺という形で精算したもので不適切な処理である。

(4) 佐渡市一般会計決算書の不備について

当委員会は、平成17年2月22日付けで、具体的に某支所の「債権」4億7000万円の佐渡市決算書からの欠落を指摘した。

その結果、平成16年11月24日付け「佐総第214号」で送付された旧市町村、旧一部事務組合及び佐渡市一般会計・特別会計歳入歳出決算書については、平成17年3月1日付け「佐総第287号」により100項目を超える訂正が提出されている。

以上、代表的な不適切な処理及び問題点について具体的に報告した。更に100件に及ぶ決算書及び重要調書の訂正を資料として添付した。



付託された25議案

3 監査体制について

公営企業会計決算書は、一自治体のものを除いて再提出された。

一般会計・特別会計については、既に指摘したとおり、訂正に訂正を重ねて本日の結審をみたものである。本来ならば、監査の段階で指摘、調整して議会に提出されるべきものである。この度は、時間的制約もあり特別な配慮により議会では処理したが、監査意見書の「計数はいずれも符合し誤りがなく、予算執行も全般的に適正に処理されていると認めた」は、議会の審査結果とはかなり異なる面がある。既に、平成16年法律第57号で、人口10万人未満市は、収入役の業務を市長又は助役が兼務できることになり、佐渡市は助役二人制をとることにした。このような状況の変化に対し、監査体制が従来のままでは、行政事務のチェック体制は無きに等しいと言わざるをえない。既に、法律は、外部監査の道を開いている。外部がいかにどうかは別にして、体制の抜本的な改革は急務である。

以上、決算審査特別委員会の審査方針に基づき指摘したが、去る平成17年3月25日、平成17年度佐渡市病院事業会計予算書の附属文書「損益計算書」について、厚生常任委員会の指摘により全面差し替

えが行われた。決算審査の指摘が生かされていない。改めて嚴重注意を促して報告を終わります。



数々の改善を指摘して、歴史的な決算審査を進めた15人の面々



真剣な審査風景